

**平成30年度 第1回 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会  
議事録**

**〔会議概要〕**

日時	平成30年 5月21日（月） 午後2時～午後3時25分
場所	佐倉市役所社会福祉センター地下研修室
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p style="padding-left: 2em;">（1）佐倉市の高齢者福祉等の状況について</p> <p style="padding-left: 2em;">（2）第7期計画における介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備について</p> <p>3. 閉会</p>
出席委員 （11名）	<p>会長：岩淵康雄（医師）</p> <p>副会長：深沢孝志（社会福祉協議会）</p> <p>委員：秤屋尚生（歯科医師）、栗生和明（民生委員・児童委員）、 住吉アキ子（ボランティア団体）、川崎順子（高齢者クラブ）、 大嶋和俊（施設介護サービス事業者）、 大野哲義（在宅介護サービス事業者）、國本幸栄（公募市民）、 根本弘子（公募市民）、村田修造（公募市民）</p> <p>※欠席委員：2名（松井委員、鈴木委員）</p>
事務局	<p>福祉部：佐藤部長</p> <p>高齢者福祉課：小林課長、関口主幹（生きがい支援班長）、 山本主査（包括支援班長）、緑川副主幹（包括ケア推進班長）、 平岡副主幹（介護給付班長）、籠橋主査（介護資格保険料班）、 菅澤主査（介護認定班長）、伊藤主査補（介護給付班）、 矢島主査補（生きがい支援班）</p>
その他	傍聴者0名

【議事録】

発言者	内容
<p>○高齢者福祉課長（小林）</p> <p>□会長</p>	<p>ただいまより、「平成30年度第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」を開催します。</p> <p>なお、本日の会議ですが、議事録作成のために録音していますので、ご了承ください。</p> <p>議事に入る前に、配布資料を確認します。事前に配布したものが、会議次第と資料1「佐倉市の高齢者人口・介護保険の状況など」、また、本日配布したものが、資料2「平成30年度佐倉市特別養護老人ホーム整備法人公募要領（案）」と資料3「佐倉市特別養護老人ホーム整備法人公募審査基準（案）」となります。</p> <p>では、ここからは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、会長に議長をお願いします。</p> <p>それでは、規定により、会長が会議の議長を務めることとなっていますので、私のほうで進行させていただきます。</p> <p>まず、委員の出席状況ですけれども、当懇話会の設置要綱第7条第2項に、「委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない」となっており、2人欠席ですが、委員の過半数が出席していますので、会議は成立します。</p>
<p>□会長</p> <p>○高齢者福祉課（関口）</p>	<p>では、議事に入る前に、「第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画」が、本年3月末に策定されましたので、その報告について、事務局からお願いします。</p> <p>生きがい支援班の関口です。第7期高齢者福祉・介護計画の策定について報告します。</p> <p>第7期高齢者福祉・介護計画の策定においては、委員の皆さまにも審議等のご協力をいただき、策定することができました。完成した計画書は、市政資料室や市内図書館に配架したほか、ホームページにも掲載しています。</p> <p>前回の本年1月15日に開催した懇話会での意見等を踏まえ、庁内の政策調整会議に諮ったのち、意見公募手続き、パブリックコメントを実施し、その後、介護保険料を定めている介護保険条例の改正を2月議会に提案、審議の結果、原案のとおり可決され、3月末に確定した次第です。</p> <p>会議後の主な変更内容ですが、52ページの高齢者台帳への登録の概要の修正、サービス見込量の表の単位などの説明の追加、そのほか全体的な文言の修正をしたほか、介護報酬の改定や消費税改定による再計算により、現段階での平成37年度保険料推計を月額約5,300円、年額約63,600円に修正しています。</p> <p>説明は以上です。</p>

発言者	内容
□会長	<p>ただいまの説明について、ご意見やご質問等はありませんか。 説明された修正部分は、市の内部での修正ですか。</p>
○高齢者福祉課（関口）	<p>懇話会での委員からの意見のほか、市の各部の部長などで構成している政策調整会議での意見や、国からの通知や連絡事項等を踏まえた担当職員による修正です。</p>
□会長	<p>現時点での平成37年度の保険料推計が、5,000円から5,300円に修正されたというくらいで、全体的に大きな変更箇所はあまりなかったということですね。</p>
○高齢者福祉課（関口）	<p>文言の修正がほとんどで、方針などの大きな変更はありませんでした。</p>
□A委員	<p>前回発言した高齢者台帳への登録の表現については、反映していただき、ありがとうございました。</p> <p>このほか、今すぐどうこうではないのですが、福祉タクシー券の部分など、高齢者の車の運転問題から免許返納の呼びかけが盛んにされているので、そういった方々への支援対策として、今後さまざまな検討の中で考慮していただければと思います。</p>
○高齢者福祉課（関口）	<p>現段階では、市としての支援策が整っていませんが、いただいた意見を参考に、今後さまざまな場面で検討していきたいと思います。</p>
□会長	<p>ほかにご意見はありませんか。 特にないようでしたら、議事に入りたいと思います。</p>
□会長	<p>では、議事（1）、「佐倉市の高齢者福祉等の状況について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>○高齢者福祉課（関口）</p> <p>生きがい支援班の関口です。はじめに、資料1の高齢者人口と介護保険の状況について説明します。</p> <p>1ページ、高齢者人口については、計画書では各年9月末時点の実績と推計を示しましたが、今回の資料1は、その数値に平成30年3月末現在を加えています。資料のとおり、40歳未満と40～64歳が減り続けていて、65歳以上は増え続けているものの、市全体としては減少し、今後も同様の傾向が続くと見込まれています。また、全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は30%を超え、今後も上昇していくと思われれます。</p> <p>2ページ、要支援・要介護認定者数の推移ですが、計画書のグラフから数字を抜粋し、平成30年3月末現在の数値を加えたものが、資料1の表です。</p>

発言者	内容
	<p>現時点での認定者数は、半年前と比べてほぼ横ばいで、軽度の方の29年4月からスタートした総合事業への移行、冬季期間中の死亡者の増加などの影響が推測されるも、4月以降は増加し、7千人を超えたことから、今後も増加傾向は続くと思われま。</p> <p>その下の表の介護保険サービス受給状況からは、計画書の29年9月末と、資料1の30年3月末の状況を比べ、居宅介護（介護予防）サービスの利用者が若干減っている反面、施設介護サービス利用者が若干増えています。</p> <p>資料1の3ページ以降は、第7期計画書の記載順に合わせて、主な施策やサービスの実績値を示したものです。計画書の策定段階では29年度は見込みでしたが、資料1には集計した29年度の実績値を記載しています。また、計画書の【活動指標】にはない項目も一部加えて、資料1に記載しています。</p> <p>時間の関係もあり、個別の事業の詳細な説明は省略しますが、資料1の4ページ、計画書40ページの敬老会の実施について報告します。</p> <p>佐倉市における敬老会は、高齢者を敬い、地域の皆さまとともに祝いする行事として実施していて、平成15年度からは現在の満75歳以上の方を対象としていましたが、対象者数の増加、昨今の社会状況の変化、費用の増加、参加率低下、各地区の社会福祉協議会や自治会等の負担増など、さまざまな課題があるため、計画書にあるとおり、開催方法や対象者の見直しを図るべく、現在検討しています。今年度は、対象年齢を1歳引き上げて満76歳以上の方を対象とし、すべての対象の方に交付していた千円の敬老商品券配布をやめたほかは、昨年度と同じ形式で実施しますが、来年度以降については、さらなる見直しに向けて、今後も協議や検討を重ねていきます。</p> <p>議事（1）のうち、資料1の11ページまでの説明は以上です。</p>
□会長	<p>ただいまの説明について、ご意見やご質問等はありませんか。</p> <p>見込みだった数値が、実績値として出ていますが、見込みと実績でそんなに大きく変化している部分はないのですよね。</p>
○高齢者福祉課（関口）	<p>介護保険サービスの状況などは、まだ実績が出ていませんが、資料として提示した各サービスや施策については、おおむね見込んでいた数値と大きくは変わらない程度の数値です。</p>
□B委員	<p>敬老会の見直しについては、毎年やり方を変えていくということですか。それとも、ある程度まとめて大きく変えるのですか。</p>
○高齢者福祉課（関口）	<p>平成31年度から、内容を大きく変更することを考えています。敬老会の実施は、各地域において地元の皆さんには前年から計画、準備し、その年の地元の大きな行事として、皆さんの協力のもと実施していますので、ある程度の周知期間なども必要と考え、31年度の事業から変更すべく、昨年度か</p>

発言者	内容
□A委員	<p>ら検討を重ねていて、計画書にもそのように記載しています。</p> <p>敬老会対象者の分け方ですが、昨年度、今年の3月31日までに75歳になった方で、対象からはずれてしまった方がいました。それが、今年度から76歳以上と説明がありましたが、今年またはずれてしまうのですか。</p>
○高齢者福祉課（関口）	<p>敬老会については、その年の1月1日から12月31日までに、満でその年齢を迎える方を対象としています。学校時の学年は年度ごとなので、その中で1～3月生まれの方だけは1年遅れての対象となります。</p>
□A委員	<p>去年、地元でそのような情報が耳に入ったので質問しましたが、どうしても学校時代の同級生というイメージがある。年齢の数え方だから仕方ないのかもしれないが、今年度から年齢を引き上げるのであれば、せめて早生まれのその方たちだけでも、対象として拾ってあげるといえるのでしょうか。</p>
○高齢者福祉課（関口）	<p>年区切りから年度区切りへの変更は、現段階ではできかねますが、今後の見直しの中で、今のご意見も踏まえて、検討していきたいと思っております。</p>
□会長	<p>ほかにご意見はありませんか。</p> <p>よろしければ、引き続き、当懇話会は必要に応じて検討会を開催できるとあり、検討会のうち、昨年度も開催している「認知症対策検討会」について、事務局から説明をお願いします。</p>
○高齢者福祉課（緑川）	<p>包括ケア推進班の緑川です。懇話会設置要綱の第9条第4項にある「認知症対策検討会」について報告します。</p> <p>認知症対策については、第6期と第7期計画の重点施策として、「認知症にやさしい佐倉の推進」を掲げ、認知症に関わる支援策や医療・介護連携について専門的な視点から検討するため、平成27年9月から検討会を設置し、開催しています。</p> <p>現在の認知症対策検討会は、17名の委員で構成し、認知症の早期診断や治療に関して医療と介護の連携が図られるよう、保健医療の分野からは医師、歯科医師、薬剤師、看護師、作業療法士に、福祉分野からはケアマネジャー、地域包括支援センターに、学識経験者からは成年後見制度の観点から弁護士にそれぞれ委嘱していて、任期は懇話会と同様3年で、本年9月に現委員の任期が終了します。</p> <p>これまでの検討事項ですが、国が掲げる認知症施策推進のための新オレンジプランに基づき、認知症にやさしい佐倉を推進するための施策の進捗管理と、早期支援・早期対応のための体制づくりについて協議してきました。特に、早期対応の観点からは、認知症に関わる医療と介護の関係者の連携をス</p>

発言者	内容
	<p>ムーズに行うための連携シート「さくらパス」を作成したり、専門職向けの研修会を開催する際の意見等をいただいています。</p> <p>また、医療と介護の連携については、平成28年度から地域包括支援センター内に認知症初期集中支援チームを編成し、認知症サポート医のバックアップのもと、早期に本人と家族へ介入し、受診や介護保険導入への支援をしており、事業に対する評価や事例検討も検討会で実施しているところです。</p> <p>計画書の55ページにあるとおり、認知症は早期発見の時期から介護が必要となる時期まで、幅広い施策を展開していく必要があります。認知症の段階に応じた適切な支援策が提供できるよう、各種事業と連携を進めていきたいと考えています。</p> <p>認知症対策検討会については、以上です。</p>
□会長	<p>ただいまの説明について、ご意見やご質問等はありませんか。</p>
□C委員	<p>認知症初期集中支援チームの活動について、くわしく教えてもらえますか。</p>
○高齢者福祉課（緑川）	<p>5カ所ある地域包括支援センターの看護師や社会福祉士などの職員がチーム員となり、サポート医などと連携し、支援策を検討しています。本人や家族を対象として、早期の受診や介護保険の導入などにつなげられるよう支援しています。</p>
□C委員	<p>実際に手を挙げた人に対して、これらの仕組みにより支援しているのですが、認知症の初期段階の方は、なかなか支援につなげていくことが難しいと思います。知り合いで若年性アルツハイマーの方がいますが、ご家族は認知症に関する知識がないため、単純なもの忘れだと思って受け流してしまっています。家族などが気づいたものをどうやってつなげていくかが重要ではないでしょうか。認知症とわかって、それらの相談機関等につながればいいですが、若年性アルツハイマーは進行が速いので、そういった方がなんとか早い段階で発見されるような啓発活動等はどのようにされていますか。</p>
○高齢者福祉課（緑川）	<p>検討会でも早期発見についての課題がありましたので、東京都が作成した認知症のチェックリストを引用させていただいた佐倉市版チェックリストを作成しました。このリストを、住民健診や国保の人間ドック、住民が集まる場所やイベントで配布し、啓発していきたいと思っています。</p>
□会長	<p>そのチェックリストは、ご本人がやるものですか。</p>
○高齢者福祉課（緑川）	<p>本人もご家族の方でも実施していただけるものです。</p>

発言者	内容
□会長	ご本人が自らできる方なら、認知機能は問題ないかもしれませんね。
○高齢者福祉課（緑川）	ご自身でチェックつけて計算できる方であれば、大丈夫かもしれません。
□会長	BPSD（認知症の行動・心理症状）への対応は難しいと思いますが、どのようにしていますか。
○高齢者福祉課（緑川）	なかなか受診につながらない場合は、サポート医と一緒に訪問していただいたりもしています。
□C委員	認知症サポート医の存在は、市民に対してどのように周知していますか。
○高齢者福祉課（緑川）	県のホームページに、研修を修了されたサポート医のうち、掲載されることに同意した方だけが載っています。
□会長	先生方のうち、掲載されることを本人が同意すればということですが、同意して掲載されている方はいましたか。
○高齢者福祉課（緑川）	修了された方全員が同意しているかはわかりませんが、市内で10名ほどの方が掲載されていたと思います。
□C委員	相談するのに、どこに行ってもいいのかわからない方が多いと思うので、その周知、広報活動については、引き続き積極的にお願ひしたいと思います。
□会長	たしかに、どの先生のところに相談に行けばいいかわからない方は多いかもしれません。
□C委員	それと、さくらパスについても、まだまだ周知されていないと思います。実際に、必要となる状況にならないと使うことがないので、こちらももう少し広報や周知をお願いします。
○高齢者福祉課（緑川）	さくらパスについては、住民自らが使うものではなく、ケアマネと医師などが連携して使うものですので、ケアマネに対しては研修会等で周知に努めていきたいと思っています。
□会長	よろしいでしょうか。ほかにご意見等なければ、次の議題に移ります。
□会長	続いて、議事（2）、「第7期計画における介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備について」、事務局から説明をお願いします。

発言者	内容
<p>○高齢者福祉課（平岡）</p>	<p>介護給付班の平岡です。第7期計画における介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備について、資料2「平成30年度 佐倉市特別養護老人ホーム整備法人公募要領（案）」に沿って説明します。</p> <p>このたびの公募は、第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づき、施設の整備計画のうち、特別養護老人ホームの一部を整備しようとするもので、特別養護老人ホームは県が主体となり整備をしますが、それに先立ち、県からの求めに応じて市から意見書を提出するための選考に当たり、公平性と透明性の確保を図るためにおこない、選定後、県に対して意見書を提出します。</p> <p>公募施設の概要ですが、広域型であらたに創設する定員100名のユニット型を1施設、既存施設の増築として定員50名以内でのユニット型1施設を、それぞれ募集し、整備は平成31～32年度の2ヵ年とします。</p> <p>応募資格は、(1)～(7)のすべての要件を満たす事業者で、主なものは、既設法人で3年以上運営実績がある、サービス提供に必要な能力や資産などを有し長期に安定した運営が可能である、介護保険法の欠格規定に該当しない、指導監査等による指摘事項が改善済み、過去に重大な問題等を起こしていないなどです。</p> <p>開設の条件等は、地域としては市内全域を対象としますが、交通の利便性や急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域に指定されていないなど災害に対する安全性が確保された土地であること、自己所有または取得が確実に見込まれること、周辺環境に適合した外観や隣接地へ配慮するとともに地元住民への十分な説明がおこなわれること、公共性を重視するとともに県の基準を定める条例を遵守すること、平成32年度中に開設できることなどです。</p> <p>資金計画としては、建設時及び開設後の運転資金等、長期と短期の計画を立てていただきます。整備にかかる補助として、県の補助金制度はありますが、市単独の補助制度はありません。また、独立行政法人福祉医療機構からの融資や市の産業振興課にて実施するふるさと融資の制度があります。</p> <p>選定方法は、当懇話会の委員の一部から構成される事業者選考検討会による審査結果を踏まえ、市長が決定します。審査は、書類審査と面接審査があり、面接審査では、応募者によるプレゼンテーションと審査員によるヒアリングを実施します。事務局による予備審査とともに、検討会の委員には事前に資料を送付し、特に様式3と4などの資料内容をご確認いただいたのち、資料3の公募基準（案）に基づき審査に臨んでいただくこととなります。</p> <p>今後のスケジュールですが、応募書類の受付が6月1日から7月2日までの予定で、その間に質問の受付やそれに対する回答ののち、書類審査を7月中旬、面接審査を7月下旬に実施し、当懇話会の次回会議時に報告したのち、8月下旬ごろには、最終的に決定して結果を通知する予定です。</p> <p>説明は以上となりますが、公募要領や審査基準について、お気づきの点などがありましたら、ご意見やご提案をお願いできればと思います。</p>

発言者	内容
□会長	<p>ただいまの説明について、ご意見やご質問等はありませんか。 介護施設の現場にて従事されている委員もいますが、その立場からすると、今回の公募の内容はいかがですか。</p>
□D委員	<p>募集される内容については、特に意見というか異論はありません。 現場に携わっている立場からすると、施設の整備においては、介護職員の確保が難しいこと、東京オリンピック・パラリンピックなどの影響による建築コストの高騰、福祉医療機構からの融資の金利上昇などの点から、法人としても、より慎重に整備の可否を精査していく必要があるかと思えます。</p>
□E委員	<p>特別養護老人ホームは、計画上、平成32年度までに1,058床目標ですけど、この値ってどういう内容、内訳でしたっけ。</p>
○高齢者福祉課（平岡）	<p>新設として2施設で200床、増床分として50床、それから短期入所などからの転床を希望される法人もあることからその分の18床を見込んで、全部で268床分を第7期の整備目標としています。</p>
□F委員	<p>特別養護老人ホームは、平成32年度までに計画どおりなら1,058床とのことですが、要介護3、4、5の方で現在2,300人以上います。半分以上の方は、自宅や他の施設でということになるかと思いますが、計画のほかの部分などと整合性は取れていますか。</p>
○高齢者福祉課（平岡）	<p>中重度の方は、自宅での生活が難しい方も多いため、特別養護老人ホームの整備も必要となります。一方、できるだけ最期まで自宅で過ごしたい、ご家族も本人と一緒に過ごしたいと希望している方も多く、そのために定期巡回や看護小規模多機能型居宅介護など、在宅での各種サービスにも力を入れていく必要があります。その方の生活状況やニーズに合わせて、さまざまなサービスを充実させていく必要があります。通所や訪問型の各種サービスを含め、全体をカバーしていければと思います。</p>
□F委員	<p>法人として申し込むのに、これだけの書類をつくるのは大変な作業ではないのですか。スケジュール的に大丈夫ですか。</p>
□D委員	<p>法人としては、急に整備しようと準備することは難しく、半年や1年単位で計画を立てて準備しています。長いスパンで考えていかないと難しいです。</p>
○高齢者福祉課（平岡）	<p>第6期の時に特別養護老人ホームは、広域型ではなく、地域密着型の小規模のみの整備目標を設定しましたが、結果として応募が少なく、目標に達し</p>

発言者	内容
	<p>ませんでした。このため、7期計画策定に向けて、昨年には事前に整備の意向等調査をし、それを踏まえて計画を策定しました。また、施設公募関係の問い合わせも多いことから、今回の条件であれば対応可能ではないかと想定して準備をしました。新設については、まず1カ所募集をしてみて、応募状況等を踏まえ、その後の整備について検討していく予定です。</p>
□G委員	<p>特に新設法人に対してなのですが、社会福祉法人に課せられている地域貢献の点を、どのように評価していくかが重要ではないかと思っておりますので、審査基準の中にもう少し明確にあってもいいのではないのでしょうか。法人も特別養護老人ホームも、地域の福祉サービスの拠点として位置づけられると思うので、法人がおこなうべき地域への貢献の部分がもっとあっていいのかなと思っております。</p>
○高齢者福祉課（平岡）	<p>ありがとうございます。審査基準の3ページ、Ⅲの1に法人の地域貢献に関する項目を加えるような形で検討したいと思います。</p>
□A委員	<p>審査基準の中で、市街化区域が5点、区域外は0点と、市街化区域を高くした理由は何ですか。確かに交通の利便性が高い場所のほうが、便利で喜ぶ方はいると思いますが。</p>
○高齢者福祉課（平岡）	<p>市街化区域のほうが、地域との連携が活発になるのではないかとということや、防災上の観点、また、給排水などのインフラが充実している点なども考慮して、市街化区域のほうが利点が多いと判断しました。</p>
□C委員	<p>計画の79ページには、小規模多機能型居宅介護の整備も2カ所とありますが、現在の2カ所も、うち1カ所は休止しているのではないですか。小規模多機能型居宅介護の利点を、市民の方々が理解できていないと思います。さらにもう2カ所整備して4カ所にとのことですが、どのようにアピールやPRをするのですか。また、ケアマネも人によって認識に差があり、担当するケアマネによる部分も大きいと思うので、今後、小規模多機能型の良さをどのようにPRしていくのですか。</p>
○高齢者福祉課（平岡）	<p>小規模多機能型居宅介護については、本年3月時点で2カ所ありましたが、1カ所は休止中、もう1カ所も3月いっぱい廃止しました。</p> <p>ケアマネ協議会などでもPRしましたが、市の周知が足りなかったかもしれません。今後は、市の広報などでも引き続き周知を図るとともに、ケアマネさんや各事業主などへも啓発に取り組みます。どうしても、このサービスを利用することによって、今のケアマネさんが担当をはずれてしまうことがネックになることが多いため、ケアマネさんの理解が必要で、国からのサー</p>

発言者	内容
<input type="checkbox"/> E委員  <input type="checkbox"/> B委員  <input type="checkbox"/> A委員  <input type="checkbox"/> 高齢者福祉課（平岡）  <input type="checkbox"/> A委員  <input type="checkbox"/> E委員  <input type="checkbox"/> 会長	<p>ビス利用に関する照会でも申し入れをしています。</p> <p>そのとおりで、小規模多機能型を利用しようとする、どうしても今のケアマネが担当から離れてしまうことが多くなってしまったため、利用を避けています。とてもいいサービスだけれども利用が少なく、そうなるとうちでも特別養護老人ホームなどへと行ってしまおう。ケアマネに特別手当を出してもあまり効果が出なかったです。</p> <p>ケアマネ側からすると、担当を切られてしまおうし、そのサービスがその方にとって十分機能して有効かがわからないこともある。利用者のご家族にとっても、ケアマネが変わることによって不安を感じる人も多いと思います。</p> <p>5月15日の新聞に、介護予防の事業から撤退する事業者がいる自治体が4割ほどあるとの記事がありました。今まで国で一律にやっていたものが、今度は各市町村が独自に報酬を定め、以前より下がったりしたことが影響しているとあったが、佐倉ではどうですか。</p> <p>佐倉では、報酬も下げず、総合事業への移行によって撤退した事業所はほとんどないと思います。ただし、限られた人員の中で、報酬等の煩雑な請求事務などが面倒であるため、指定を控えている事業者があることは把握しています。</p> <p>事業所ががんばれるよう、報酬が減っていないのはよかった。</p> <p>佐倉市でも報酬を減らそうと検討していたので、猛反対しました。</p> <p>そのほかに、何かありませんでしょうか。  それでは、各委員のご意見等を踏まえつつ、整備に向けた手続きや準備を進めていただければと思います。  事務局のほうからは、何かありますか。よろしいですか。  では、これにて本日の議事はすべて終了します。ありがとうございました。</p>
<input type="checkbox"/> 高齢者福祉課長（小林）	<p>岩淵会長におかれましては、議長のほうをお務めいただき、ありがとうございました。</p> <p>次回の日程については、8月の中旬あるいは下旬ごろを予定しています。</p> <p>それでは、これにて、「平成30年度第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>